

公職選挙法第二五三条の二関係事件特に国会議員その他の当選人が被告人である事件の審理促進について

昭和30年4月23日刑一第67号高等裁判所長
官、地方裁判所長あて事務総長通達

公職選挙法第二五三条の二関係事件の処理については、かねて事務総長通達（昭和二十七年十二月十五日最高裁判所刑二第二〇八六五号「公職選挙法違反被告事件の処理について」および昭和二十八年五月十三日同刑一第五九四一号「公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理促進について」）により審理の促進方をお願いしておいたところですが、右に関し去る三月二十八、二十九の両日開催された全国刑事裁判官会同において別紙（一）のとおり会同員全員一致の意見が表明され、今回更に、法務省、最高検察庁および日本弁護士連合会と当事務総局において協議を重ねた結果、右事件特に国会議員その他当選人が被告人である事件の審理促進について、別紙（二）のとおり意見の一致をみましたので、この旨それぞれ貴庁管内各裁判官にお伝え下さい。

なお、法務省および日本弁護士連合会からも、全国検察庁および弁護士会に対しそれぞれ別紙（二）の事項について通達がなされるはずであります。

おつて、本通達は裁判所時報（昭和三十年五月一日付）に登載される予定でありますから念のため申し添えます。

別紙（一）

公職選挙法違反事件の審理促進について

公職選挙法第二五三条の二の趣旨にかんがみ、同条の定めるいわゆる百日裁判事件特に被告人が国会議員である事件の審理を促進するため、次の諸方策を適当と考える。

一 裁判所の方針

（一）この種選挙違反事件を担当する裁判官にはできる限り他事件の配点を停止する等当該事件の処理に専念することができるように配慮すること。

（二）弁護人多数のため審理に遅延をきたす虞ある事件については刑訴規則第二六条（弁護人の数の制限）の規定の活用を考慮すること。

（三）関連事件との併合分離については審理の遅延をきたさないよう格段の考慮をはらうこと。

（四）第一回公判期日前にできる限り訴訟関係人と期日の指定等につき打合せを行い、すみやかに第一回公判期日を開くよう努めること。

（五）公判期日は数回分をまとめて指定し、連続して開廷すること。

（六）一旦定めた公判期日は、真にやむを得ない場合のほか、変更しないこと。被告人が出頭しないときは、刑訴法第五十八条（被告人の勾引）又は第九十六条（保釈の取消等）の規定の活用を考慮すること。

（七）公判調書は特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴審に送付すること。

二 検察官に対する要望

（一）関連事件の起訴は、できる限りすみやかに行うこと。

（二）捜査担当の検察官と公判担当の検察官との連絡を緊密にし、特に記録の引継をすみやかに行うこと。

（三）できる限り第一回公判期日前証拠書類および証拠物の整理を完了し、相手方に対し、その閲覧謄写の機会を十分かつすみやかに与えること。

三 弁護人に対する要望

（一）主任弁護人又は副主任弁護人の予定者には当該裁判所の所在地又はその近傍に在住する弁護人を指定する等特にその指定について審理の遅延を来さないよう配慮すること。

（二）証拠書類および証拠物の閲覧謄写等訴訟の準備をすみやかに整え、第一回公判期日においては、少くとも公訴事実の認否および証拠書類の同意不同意の表明をすることができるようにすること。

（三）期日の指定に協力し、指定された期日は厳守すること。

別紙（二）

公職選挙法第二五三条の二関係事件特に国会議員その他当選人が被告人である事件の審理促進について

最高裁判所事務総局、法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会は、協議の結果、標記

事件の審理を促進するためには、裁判所の適切な訴訟指揮と検察官及び弁護人のこれに対する積極的な協力とが必要であり、特に左記の諸事項の励行が肝要である旨完全に意見の一致をみた。

記

(関連事件の起訴)

一 検察官は、関連事件の起訴をできる限りすみやかに行うこと。

(関連事件の併合分離)

二 裁判所は、関連事件の併合分離については、審理の遅延をきたさないように格段の考慮をはらうこと。

(検察官相互の連絡)

三 捜査担当の検察官と公判立会の検察官とは、連絡を緊密にし、特に記録の引継をすみやかにすること。

(証拠書類及び証拠物の閲覧謄写)

四 検察官は、第一回公判期日前にすみやかに証拠書類及び証拠物の整理を完了し、できる限り、相手方に対し、その閲覧の機会を十分に与えるように努めること。

弁護人は、証拠書類及び証拠物の閲覧謄写等訴訟の準備をすみやかに整え、第一回公判期日においては、少なくとも公訴事実の認否及び証拠書類の同意不同意の表明をすることができるようにすること。

(期日の指定及び遵守)

五 裁判所は、第一回公判期日前にできる限り当事者と期日の指定等につき打合せを行い、すみやかに第一回公判期日を開くように努め、検察官及び弁護人はこれに協力すること。

裁判所は、公判期日を指定するに当つては、できる限り連続した期日を数回分まとめて指定し、一旦定めた期日は真にやむをえない場合のほか変更しないこと。被告人が出頭しないときは、その出頭を確保するため、刑訴法第五八条(被告人の勾引)又は第九六条(保釈の取消等)の規定の活用を考慮すること。

検察官及び弁護人は、指定された期日を厳守し、被告人、証人の出頭を確保すること。

他の裁判所は、この種事件の期日に出頭することを理由に期日の変更を求められたときは、特別の事情のない限りこれを許容すること。

(主任弁護人の指定等)

六 主任弁護人を指定し又は副主任弁護人の予定者を届け出るについては、できる限り当該裁判所の所在地又はその近傍に存在する弁護人をもつてする等審理の遅延をきたさないように配慮すること。

一事件につき多数の弁護人がついていいる場合には、刑訴規則第二六条(弁護人の数の制限)の措置がとられないときでも、弁護人相互間の申合せによつて審理の促進に支障をきたさないように努めること。

(公判調書の整理等)

七 この種事件の公判調書等は特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴裁判所に送付すること。

(その他)

八 その他公職選挙法違反事件の審理促進に関する最高裁判所事務総長通達(昭和二十七年十二月十五日最高裁判所刑二第二〇八六五号「公職選挙法違反被告事件の処理について」及び昭和二十八年五月十三日同刑一第五九四一号「公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理促進について」)に掲げる事項を確認し、その励行に努めること。